

【 会 議 録 】 (概要)

日時:平成 20 年 7 月 12 日 (土) 14 : 00~17 : 00

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第 1 部会 第 7 回会議	場所	越谷市役所第 2 庁舎 3 階 会議室
件名 議題	○協議事項 (1) 自治の基本原則について ・ 法令の自主解釈 ・ 財政自治の原則 ・ 対等及び協力の原則 (2) 住民投票制度について		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出席者	出席委員 田部井副部長、小川委員、得上委員、内藤委員、長澤委員、森木委員、山口委員、 渡邊委員 (8 名) 欠席委員 伊藤部会長、越野委員、櫻井 (慶) 会長 (3 名) 事務局 中山企画課副主幹、鈴木同主事 (2 名) 支援者 : 特定非営利活動法人越谷 NPO センター (2 名) 傍聴者 0 名		
内 容	以下のとおり		
●合意・決定事項 <ul style="list-style-type: none">・ 共通事項について田部井副部長案を基に討議を行った。・ 法令の自主解釈については「市民の生活に係わる法令を解釈する場合は、市民の生活を守り、福祉を向上させることを第一義にして解釈及び運用を行う」という文言とする案にした。・ 財政自治の原則については「市は自らの権限と責任で財源を確保し、真に必要とされる行政サービスを自主的かつ効率的に実施する」「市民のニーズに対応した、無駄のない行財政運営を実施し、活力ある社会を実現する」という文言とする案にした。・ 対等及び協力の原則については「市は国及び県と対等の立場で協力する」「近隣の市町村と環境、福祉などにおいて協力する」という文言とする案にした。・ 個別検討事項の住民投票について討議を行い、住民投票は諮問型、非常設型にすることにし、投票資格、除外事項は設定しないこととした。発議、請求については現行の地方自治法と整合をとることとし、市長の発議のほか、議会は 12 分の 1 の賛成により発議できることとした。また、市民の 50 分の 1 の連署をもって住民投票条例の制定を市長に請求できることとした。			

●討議（フリーディスカッション）での主な意見

○法令の自主解釈について

- ・法令の自主解釈は団体自治に係わるので、地方分権時代のことも考えると、市が自主的に法令を解釈することがあっても良いと思う。
- ・越谷市の主体は市民であり、市民主権になる。従って市の施策等を決めるときに住民は関与しなければならないし、責務も権利もある。
- ・例えば公害に関して、国が決める基準よりも自治体でより厳しい基準を自主的に作り運用している事例もある。

○財政自治の原則について

- ・自治基本条例では、財政の問題は細かく決めなくとも良いと思う。市民は、行政が財源を無駄のないように使ってほしいということ盛り込めば良い。
- ・財政が厳しくなると、行政サービスは行政にお任せではなく、市民が自ら何ができるのかを考え、協力する必要がある。
- ・地方分権は原資がなければ、自治が行われない。
- ・国がきちんと財源を委譲することが重要である。財政自治はどうあるべきかの原則を決めて、その基本を確認しておくことが重要である。
- ・小児医療費の上乗せをして国から交付金を減らされるペナルティを受けた事例もあった。必要なことは国に市民がきちんと意見を言うていくことである。

○対等及び協力の原則について

- ・埼玉県は市町村に県の事務移譲を進めていることでは、全国的に見ても上位にある。
- ・越谷市は中核市になる要件には合致しているが、中核市になると、例えば保健所が市の管轄になり、非常にコストが掛かることになる。
- ・事務移譲により自治の拡大ができるようになったが、コスト面などから控える方向にある。行政の判断だけでなく、市民、議会等で移譲事務を受けるか受けないか検討が必要だと思う。
- ・越谷市は5市1町で施設をお互いに利用できる制度を作っている。他の市町と協力をしていくということを考えても望ましいと思う。また、各市町村の施設を使うことで、人的な交流も生まれるし、無駄な施設を作らなくともよいので、財政面でも望ましい。

○住民投票制度について

- ・諮問型にするか拘束型にするかであるが、自治基本条例では諮問型で住民投票の結果を尊重するという大枠だけを決める方が良いと思う。他市などでは「尊重する」と記載されている条例がほとんどである。
- ・住民投票により全て市民が判断する場合、責任は誰がとるのかという問題が生じる。市民の意見を参考にして市長が判断することになれば、最終的に市長が責任をとることになる。
- ・案件ごとに判断をするということで、諮問型・非常設型が良い。投票資格なども非常設型の方が柔軟に対応できる。
- ・請求主体は市民、議会、市長それぞれとするのが良いと思う。他市の例では地方自治法の規定を踏まえ、①市民が請求する場合は50分の1以上の連署、②議員は12分の1以上の賛成、③市長と定めている場合が多い。
- ・大和市の条例では住民の3分の1以上の連署となっているが、越谷市の場合、3分の1というと、年齢の定義にもよるが、約8万人以上の連署が必要になるだろう。現実的に8万人集めるのは難しいのではないかと。これは、重要な案件でない限り住民投票を行わないようにと設定しているように思う。

また、請求しやすく 50 分の 1 の連署としている例もあるが、越谷市全住民のうちの 5 千人で物事を決めて良いのかという不安がある。

- ・議員による発議は 12 分の 1 以上の議員の賛成が必要であるが、越谷市の場合は 3 人でできる。議員 1 人は約 2 ～ 3 千人の住民の信託を得ているし、地方自治法の根拠もあるので、それで良いと思う。また市民の 50 分の 1 以上の連署による請求も妥当であると思う。
- ・投票資格について、「子ども」の定義では 18 歳までを子どもとしたので、投票年齢も 18 歳からとするのが望ましいのではないだろうか。
- ・案件によっては議会も割れ、住民も意見が分かれることがあるので、投票年齢は 18 歳からとして良いのではないだろうか
- ・中学卒業後すぐに就職した子どもは 16 歳である。その子どもたちを考慮しなくとも良いのだろうか。住民投票をするような重要な案件ならば、若い人たちの関心を持たせることも必要ではないか。
- ・その地域や市の状況を理解しているかということを考え、住んでいる期間も条件に含めたほうが良いと思う。
- ・住民投票をする場合は重要な案件を決めることになるので、地域ごとの説明会に若い人たちを参加させる工夫が必要である。
- ・非常設型にするので、年齢や、国籍は決めないほうがよい。
- ・外国籍の方も市民・住民の枠には当然入るので、案件の内容によって柔軟に対応する方が良い。
- ・除外対象の設定についてであるが、住民投票は法令と違うことは出来ないが、国策も含めあらゆる問題が対象となると考えられる。市民の良識に照らせば除外事項を設ける必要はないと思う。
- ・今までの討議をふまえると、あらゆる案件に柔軟に対応できるように諮問型、非常設型、除外対象は設定しないということが良いと思う。